

東彼杵町告示第17号

東彼杵町障害児保育事業推進費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年2月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町障害児保育事業推進費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町障害児保育事業推進費補助金交付要綱（平成19年告示第133号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前		
<p>(補助の目的)</p> <p>第2条 補助金は、民間保育所における障害児保育事業を推進するために、これに従事する保育士等の雇用に要する経費の助成を行い、障害児保育の充実及び障害児福祉向上を図ることを目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、各月初日に東彼杵町に住所を有する在籍障害児を次の表の補助区分欄に掲げる区分により障害の程度を区分し、当該区分に応ずる同表の基準額欄に掲げる1人月額金額に当該障害児の当該年度における入所月数を乗じて得た額の合計額とする。</p>				<p>(補助の目的)</p> <p>第2条 補助金は、民間保育所における障害児保育事業を推進するために、これに従事する保育士__の雇用に要する経費の助成を行い、障害児保育の充実並びに障害児福祉向上を図ることを目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、各月初日に東彼杵町に住所を有する在籍障害児を次の表の補助区分欄に掲げる区分により障害の程度を区分し、当該区分に応ずる同表の基準額欄に掲げる1人月額金額に当該障害児の当該年度における入所月数を乗じて得た額の合計額とする。</p>		
児童区分	補助区分	基準額	対象事業	補助区分	基準額	対象事業
障害児	特別児童扶養手当の1級の支給対象児童	1人月額	障害児保育事業に必要な経費	特別児童扶養手当の1級の支給対象児童	1人月額 74,000円	障害児保育事業に必要な経費
	障害者手帳等級表の1級又は2級の手帳の交付を受けている児童	74,000円		障害者手帳等級表の1級又は2級の手帳の交付を受けている児童		
	県から療育手帳のA1又はA2の交付を受けている児童			県から療育手帳のA1又はA2の交付を受けている児童		
	専門医による診断又は佐世保子ども・女性・障害者支援センター長の判定により上記と同程度の障害がある児童			専門医による診断又は佐世保子ども・女性・障害者支援センター長の判定により上記と同程度の障害がある児童		
				上記以外の障害児	1人月額 37,000円	

軽度障害児	上記以外の障害児	1人月 額 37,000 円	
<p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする民間保育所（以下「対象保育園」という。）は、障害児保育事業を実施するに当たり、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 障害児の保育については知識、経験等を有する保育士を配備すること。ただし、対象児童が軽度障害児に該当する場合は、保育士に代えて子育て支援研修を修了した者を配置することができる。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>			<p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする民間保育所（以下「対象保育園」という。）は、障害児保育事業を実施するに当たり、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 障害__の保育について__知識、経験等を有する保育士を配備すること。_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。